様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和７年５月８日

茨城県知事　　殿

提出者
住　　所　茨城県笠間市湯崎 1243 番地 155
氏　　名　株式会社 新茨中
代表取締役　花井 和延
電話番号　0296-78-2227

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 新茨中
事業場の所在地	茨城県笠間市湯崎 1243 番地 155
計画期間	令和７年４月１日～令和８年３月 31 日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	窯業・土石製品製造業
②事業の規模	92,044 万円
③従業員数	29 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	戻りコン ① トロンメルにて砂利・砂・スラッジ水に分級 砂利・砂　→　販売 スラッジ水　→　脱水 → 水は上澄水として再利用 → スラッジケーキはがれき類として産業廃棄物の処理委託 ② 固化保存（コンクリートがら）　→　産業廃棄物の処理委託 処理委託先にて破砕処理　→　再生路盤材として販売

茨城県 令 7.5.12 和 環境政策課 受付

（日本工業規格Ａ列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

統括責任者　－　工場長
↓
管理責任者　－　工場長
↓
実施責任者　－　製造係長
↓
実施担当者　－　製造係

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	―
	排　出　量	4332.10　t	―　t
	（これまでに実施した取組） 【生コンクリート】 ・水の再利用 ・戻りコン発生抑制の為、購入者に打設予定数量の詳細な計算を依頼		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	―
	排　出　量	4000　t	―　t
	（今後実施する予定の取組） ・前年度同様購入者との打合せを行い、戻りコンの産業廃棄物の排出量の減少に努める ・戻りコンを洗浄し、骨材を回収して販売 ・戻りコンによる大型コンクリートブロックの製造 ・戻りコンを洗浄し、骨材（粗骨材）を回収して回収骨材として使用		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・水の再利用 ・がれき類については実施していない
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・水の再利用 ・戻りコンを洗浄し、骨材を回収して販売 ・がれき類については計画無し ・戻りコンを洗浄し、骨材（粗骨材）を回収して回収骨材として使用

（第３面）

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	がれき類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・該当する事項なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・該当する事項なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	がれき類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・該当する事項なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	— t

		(今後実施する予定の取組) ・該当する事項なし

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	がれき類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・該当する事項なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・該当する事項なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	コンクリートがら
	全処理委託量	4332.10 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	4332.10 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t

		（これまでに実施した取組） ・委託基準に従い、産業廃棄物の運搬及び処分を委託できる業者を選定し、委託契約書の取り交わしを実施

（第５面）

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類		がれき類	—
	全処理委託量		4000 t	— t
		優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
		再生利用業者への処理委託量	4000 t	— t
		認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・戻りコン発生抑制の為、購入者に打設予定数量の詳細な計算を依頼 ・戻りコンを洗浄し、骨材を回収して販売 ・戻りコンによる大型コンクリートブロックの製造･販売 ・戻りコンを洗浄し、骨材（粗骨材）を回収して回収骨材として使用			
※事務処理欄				

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月 30 日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の 11 第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。